

建築確認申請の提出図書等留意事項

(令和 7 年 6 月 25 日付 岡山県建築住宅センター株式会社)

① 確認申請チェック票兼併願申請書 の更新について

申請内容及び提出図書についての確に把握するため、令和 7 年 6 月 25 日より記入例付きのチェック票 (Ver.2.0) に更新しました。つきましては、事前申請にあたっては最新のチェック票をお使いいただきますようお願いいたします。

※電子申請で申請される方はファイル一覧でなく、チャット欄に PDF 形式で添付して頂きますようお願いいたします。

② 事前審査提出時の提出図書の取り扱いについて

原則、事前申請時には審査内容にかかわる全ての提出図書がそろっている必要がありますが、一部の提出図書について事前受付の可否にかかわる取り扱いを以下のとおりとしています。なお、それ以外の提出図書につきましては、揃っていない場合は事前受付を保留又はお断りさせていただいておりますのでご注意ください。

本取り扱いは状況等に応じて変更する場合がありますので予めご了承ください。

- 建築基準関係規定による各種許可等を要するものについては、審査を円滑にすすめるため事前申請時に添付されていることが望ましいですが、建築確認申請と同時並行で手続き中であれば添付のない場合でも事前審査申請はお預かりいたします。(ただし、都市計画法第 29 条第 1 項または第 2 項による開発許可 (同法第 36 条第 2 項による検査済証を除く) については添付のない場合は事前審査申請をお預かりできかねます。)

なお、当該許可等に関わる審査内容につきましては添付されるまで保留となり、添付後に審査を開始することとなりますので予めご了承下さい。手続きが済み次第早急に提出して下さい。【チェック票 No.3】

- 構造詳細図のうち「屋根」と「外壁」については、それぞれ法第 22 条、法第 23 条に対する構造が確認できる図面であれば矩計図等でも可能とします。 ※三号建築物を除く
【チェック票 No14】

- し尿浄化槽に関する書類については、取寄せ中などにより不足していても事前審査申請はお預かりいたします。整い次第早急に提出して下さい。 【チェック票 No.18】

- 構造関係規定について、木造壁量計算による仕様規定(●)とする場合、不足している場

合は事前審査申請をお預かりできかねます。 ※三号建築物を除く【チェック票 No.19～No.23】

- 構造関係規定について、許容応力度計算等による構造計算(◎)とする場合、構造設計者が別の建築事務所となることも十分に考えられるため不足していても事前審査申請はお預かりいたします。 なお、添付後審査を開始するまでお時間を要する場合もありますので予めご了承ください。 ※三号建築物を除く【チェック票 No.24】

 構造関係規定について、省エネ適合性判定を評価書等（設計住宅性能評価、長期優良住宅）により省略する場合、申請先機関（弊社・他社）にかかわらず不足していても事前審査申請はお預かりいたします。

なお、審査を円滑にすすめるための措置であり構造関係規定の審査を省略できるわけではございませんのでご注意ください。

構造関係規定について審査内容が重複する部分があるため、評価等の審査に目途がたった後同じ図書（構造関係規定にかかわる部分のみ）を添付して下さい。

※電子申請で評価等を申請されている方は、“審査済スタンプを押印した図書”を添付して下さい。

添付された後、内容について疑義があれば、評価等の申請内容に変更が生じる場合もあることを予めご了承ください。

- 地盤調査報告書、地盤改良検討書（地盤改良工事を行う場合）については、調査中・検討中などにより不足していても事前審査申請はお預かりいたします。 整い次第早急に提出して下さい。 ※三号建築物を除く【チェック票 No.25】

- 省エネ基準を仕様基準(★)による場合は、建築確認申請図書として添付が必要です。不足している場合は事前審査申請をお預かりできかねます。 ※三号建築物を除く【チェック票 No.26～No.28】

- 省エネ基準を省エネ適合性判定（評価書等により省略する場合も同様）による場合は、別の手続きとなりますので、省エネ適合性判定に要する図書を建築確認申請図書に添付しないようお願いします。

なお、申請先機関（弊社・他社）にかかわらず建築確認申請と同時並行で申請を進めて頂ければよく、適合判定通知書又はその写しの添付が確認でき次第、本受付・確認済証の交付となります。 ※三号建築物を除く

- 同一棟増築、用途変更、大規模な修繕・模様替え等については、既存建築物の「検査済

証」または「現況調査報告書」および既存建築物の図面がないものについては事前審査申請をお預かりできかねます。

③ 審査円滑化に向けた推奨様式・ソフト等について

各種計算等添付を要する図書について、弊社オリジナルフォーマット又は使用事例が多く審査がしやすい様式・ソフト等を参考として掲載させていただきます。なお、これらの様式・ソフト等の使用を強制するものではありません。

▷弊社オリジナルフォーマット

各種検討等について計算ソフトを導入されていない方、自社様式等により手計算による計算図書のある方 向け。

<https://okkjs.co.jp/pages/business/index.html#title2>

▷福井コンピュータアーキテクト(株) ARCHITREND ZERO

- ・壁量計算、柱頭柱脚金物計算
- ・シックハウス換気計算、採光・換気・(排煙)計算【場合による】

▷(株)インテグラル社 ホームズ君「構造 EX」

- ・壁量計算、柱頭柱脚金物計算

④ よくある不備、修正事項等について 【令和7年6月25日時点】

□確認申請書□

申請内容について記載不備、設計図書との不整合が散見されます。

申請書の書き方については確認申請書の書き方の参考【別添】をご参照ください。

令和7年4月の法改正により留意すべき項目

- ・第二面3 その他の設計者：構造計算書等の設計者が別の場合など
- ・ 〃 8 省エネ基準適合性判定の申請先、省略の場合の省エネ基準への適合方法
- ・第三面5 岡山県内全域で「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」が指定されています。
- ・ 〃 18 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用
- ・第四面11-ハ、11-ニ 確認の特例の有無 および 区分 ※「有」は三号建築物のみ
- ・第五面4 横架材間の垂直距離 ※木造在来軸組工法のみ
- ・ 〃 5 階の高さ ※2階建ての場合2階はなし
- ・第六面・増築（同一棟）等でExp.Jによる場合は、分離された部分ごとに作成してください。
- ・許容応力度計算等による構造計算を要する申請物件について、4・5・6欄のチェック及び記入の不備が散見されます。
(4：計算ルート2若しくはルート3とした場合)

※都市計画区域外については、建築基準法第3章（道路、用途地域、建蔽率、容積率等）の規定は適用されないため、記入する必要はありません。

□チェック票□

▷チェック票が提出されていない、またはチェックと実際に提出されている申請図書が整っておらず、必要な図書が不足している申請物件が散見されます。

□図面等□

▷申請図書の様々な箇所に計画概要を記載することは、計画内容の不整合（特に訂正が発生した際）の要因となりますので、お控えください。

▷確認申請書と設計図書との不整合、図面間の不整合について十分確認の上、ご提出ください。

▷設計図書に設計者の記載がない、確認申請書第二面の設計者と相違している申請物件が散見されます。

□仕様表□

記載内容について、サンプルのまま使いまわす等で個別の計画内容と相違しているものが散見されます。

- ・数値を伴う項目…建築材料に関する基礎コンクリートおよび鉄筋、床の高さおよび防湿方法、基礎、柱の小径に関する横架材間距離および有効細長比、筋交いの断面、機械換気設備の風量及び設置箇所 等の項目に相違が散見されます。

- ・基礎の鉄筋の備考欄に「主筋と補強筋は緊結している」旨を明記してください。

個別具体の緊結方法については審査対象としないため、記載して頂いてもよいですが設計者判断となります。なお、個別具体の緊結方法を明記された場合は構造詳細図や施工時に不整合がないようお願いいたします。

例：「フック有」と記載しているが、構造詳細図がフックなしの図となっている、また現場でフックがない場合は検査済証が発行できません。

- ・地盤改良を要する計画内容であるが、「該当なし」となっている。

- ・屋根ふき材の固定方法について、「平部：全数固定、棟部：ねじ固定、軒・けらば：3本固定」は昭46建告第109号に定める瓦屋根の緊結方法です。

瓦屋根以外の屋根ふき材の緊結方法については「屋根ふき材メーカーの仕様書」等を参考にしてください。

- ・太陽光システム等を設置した際の防錆方法について、太陽光システム等を設置する計画内容であるが、「該当なし」となっている。

※弊社オリジナルフォーマットの『法チェック・仕様表』をお使いいただいた際は、国土交通省サンプル様式の『仕様表』を別途添付して頂く必要はありません。

□明示すべき事項、取扱い等□

▷意匠関係◁

- ・建築物の高さに関する記載内容について、ご確認ください。
①最高高さ、最高軒高 ②最高軒高から最高高さまでの高さ ③階高（地盤面～1階FL、1階FL～2階FL、2階FL～軒高） ④軸組等構造（天端間）の高さ ⑤横架材間の垂直距離
- ・採光・換気・(排煙)検討について、各居室のすべての開口部を検討に含める必要はなく、最も有効面積が多くとれる開口部から検討いただけますと確認する開口部が少なくなり円滑な審査につながります。

▷構造関係◁

- ・壁量判定及び四分割法判定の地震力に対する必要壁量の算定に用いる床面積について、玄関ポーチやテラス等の外部袖壁に耐力壁があり存在壁量に算入される場合は、玄関ポーチやテラス等の部分の面積も算入して検討してください。

▷省エネ関係◁

- ・断熱材の仕様について、断面図または矩計図に明示してください。【仕様基準】
- ・[1]断熱材、[2]窓・ドアの仕様について”直接入力”とする場合は、備考欄に仕様を入力の上、熱伝導率・熱貫流率等のわかる仕様書等を添付してください。【仕様基準】
- ・[3]設備機器については、使用する設備機器の仕様書（特に熱効率やエネルギー消費率の区分などの基準を有する設備）を添付して下さい。【仕様基準】

□建築工事届□

- ・第一面工事施工者欄について、担当者の氏名、電話番号の未記入が散見されます。
- ・第二面6、一の建築物ごとの内容（特に6-ト、用途ごとの床面積）の記入について不備が散見されます。
- ・建築工事届の面積等の数値については、小数点以下は四捨五入となります。

□その他□

▷訂正連絡書に関わる図面以外の図面を差し替え（全差し替えを含む）しないようお願いいたします。なお、訂正連絡書以外の内容について、訂正時に変更がある際はお知らせください。

※特に電子申請で申請される方については訂正の手続き方法を十分ご確認ください。

▷弊社としましても訂正後スムーズに交付処理となるよう努めてまいります。明示すべき事項の大幅な欠落、訂正が直りきらない、訂正のたびに変更がある等訂正回数が多くなると交付処理までにお時間を要することとなります。また、訂正のたびにそれまでの訂正内容が反映されていないものが散見されます。つきましては、内容を十分にご確認の上、訂正して頂きますようお願いいたします。